（鉄道事業会計規則の一部改正）

第二条　鉄道事業会計規則（昭和六十二年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（貯蔵品の受払い） **第十八条**　（略） ２　貯蔵品の払出価額は、先入先出法、移動平均法、総平均法又は個別法によって算出した払出単価によって算定しなければならない。	（貯蔵品の受払い） **第十八条**　（略） ２　貯蔵品の払出価額は、先入先出法、後入先出法、移動平均法、総平均法又は個別法によって算出した払出単価によって算定しなければならない。

別表第１（第５条関係）

勘定科目表

資産

Ⅰ　流動資産

改正後				
款	項	目	節	摘要
（略） （削る） （略）	（略）	（略）	（略）	（略） （削る） （略）

改正前				
款	項	目	節	摘要
（略） 繰延税金資産 （略）	（略）	（略）	（略）	（略） 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産及び特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後１年以内に取り崩されると認められるもの （略）

Ⅱ　固定資産

改正後				
款	項	目	節	摘要
（略） 繰延税金資産 （略）	（略）	（略）	（略）	（略） （削る） （略）

改正前				
款	項	目	節	摘要
（略） 繰延税金資産 （略）	（略）	（略）	（略）	（略） 流動資産の部に整理された繰延税金資産以外の繰延税金資産 （略）

Ⅲ　（略）

備考　（略）

負債

Ⅰ　流動負債

改正後				
款	項	目	節	摘要
（略） （削る）	（略）	（略）	（略）	（略） （削る）

改正前				
款	項	目	節	摘要
（略） 繰延税金負債	（略）	（略）	（略）	（略） 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債及び特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後１年以内に取り崩されると認められるもの